

「和歌山県男女共同参画基本計画」（案）に対して寄せられた意見及び県の考え方について

- ◆意見募集期間 : 令和4年2月1日（火）～3月2日（木）
- ◆意見募集方法 : 郵便、持参、ファックス、電子メール
- ◆意見提出者数 : 17者
- ◆意見数 : 70件
- ◆施策の方向 :

- I 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり
 - 1 男女共同参画に向けた意識改革
 - 2 相談体制の充実・相談窓口の広報
 - 3 男女共同参画推進のための教育等の充実
- II 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり
 - 1 男女間のあらゆる暴力の根絶
 - 2 男女が互いの性を尊重する意識づくり・健康づくり
 - 3 困難な状況に置かれている人への支援
- III 男女がともに活躍する社会づくり
 - 1 政策・方針決定過程での女性の参画の拡大
 - 2 働く場と家庭における男女共同参画の推進
 - 3 さまざまな分野における男女共同参画の推進

番号	項目	ご意見の概要	御意見に対する県の考え方
1	I	男女の同権・平等は憲法に定められているが、性別役割分業の意識や慣行が根強く存在している。男性が育児にかかわると「イクメン」と言った呼び方でもはやされているように感じる。女性の社会進出に関しては、女性が家庭との両立等で男性以上に頑張らなくてもいいような社会の仕組みが必要。 それぞれ地域や年代別にあった意識改革をするために、広報と啓発活動だけでなく、具体的な施策の明記が必要ではないか。	ご指摘のとおり、「男は仕事・女は家庭」という固定的性別役割分担意識がいまだに社会全体に根強く残っているため、各種広報・啓発活動を通して男女共同参画に関する意識醸成を引き続き推進します。 また、具体的な施策については、関係課室名とともに計画に記載します。
2	I	昔から「男は仕事・女は家庭」という考えが今でも残っている。性的ジェンダーをもっと学ぶ機会を	
3	I	2	相談体制を充実するためには、地域の会館等への相談窓口を増やして欲しい。 ご指摘のとおり、相談体制の充実のためには相談窓口が重要です。県といたしましては、コミュニティセンターや各種相談支援機関等の市町村窓口においても、男女共同参画の視点に立った対応ができるよう、市町村と連携しつつ、各種研修や情報提供を通じ相談員の資質向上に努めていきます。

番号	項目	ご意見の概要	御意見に対する県の考え方
4	I 3	学校現場における男女共同参画について、教員自身の「無意識の思い込み」や日常の教育活動、学校運営などを男女共同参画視点からどう捉えているのかについて意識調査	意識調査を実施する予定はありませんが、教職員に対しては、初任者、6年次、中堅教員等を対象とした経年研修の他、すべての学校の人権教育担当職員を対象とした研修会等で性的指向・性自認に関するテーマを取り上げ、研修を行っています。また、今年度発行した「校内研修のための資料集その2」においても性的指向・性自認に関する人権についての資料を掲載し、教職員の意識向上に向けた取組を進めています。
5	I 3 (1)	2015年、文科省から「性的少数者の子どもに配慮するように」と都道府県教委に通知があり、教員向けの手引書も公開されたと新聞で見た。 制服について、他府県ではスカート、ズボンが選択できる学校が増えてきているようである（多様な性の問題だけではなく、機能面に於いても） 2020年電通の調査では、性的マイノリティの方が8～9%おり、アメリカでは全体の9%、30歳以下では15～16%いらっしゃるとのこと。 こうした実情を考慮し、ぜひ、学校教育現場での対応よろしくお願ひします。（教職員の方々への研修等を含め）	県教育委員会では、各学校に対し、制服の見直しを進める際には、性の多様性を尊重する観点を大切にしよう働きかけており、近年、制服の選択制や性別にとらわれない男女共用の制服を導入する学校も増えてきています。 また、教職員に対しては、初任者、6年次、中堅教員等を対象とした経年研修の他、すべての学校の人権教育担当職員を対象とした研修会等で性的指向・性自認に関するテーマを取り上げ、研修を行っています。また、今年度発行した「校内研修のための資料集その2」においても性的指向・性自認に関する人権についての資料を掲載し、教職員の意識向上に向けた取組を進めています。
6	I 3 (1)	男女平等の意識の涵養の一つとして、中学校、高等学校における男女混合名簿の完全実施に向けた記載を加筆していただきたい。	「男女混合名簿の完全実施」は本計画の下記部分の具体的施策「男女平等の視点に立った学校内の慣行の見直し」にあたると考えます。 I 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり 3 男女共同参画推進のための教育等の充実 (1) 学校教育での取組の充実 なお、県立中学校及び高等学校においては、既に全ての学校で男女混合名簿を用いています。
7	I 3 (2)	「子育て中の親やこれから親になる人たちを対象に、男性の子育て参加を促すなど、男女共同参画の視点に立った家庭教育に関する学習機会の充実に努めます。」という部分について、「子育て中の親やこれから親になる人たちを対象に、『両親教室等の機会にも』男性の子育て参加を促すなど、男女共同参画の視点に立った家庭教育に関する学習機会の充実に努めます。」と加筆されたい。 また、ここでは、子供たちが幼いころから男女共同参画の視点を持って育ち、平等意識を持つことの重要性を強調し加筆していただきたい。	現在行われている両親教室の実施主体は市町村となっています。本計画では、市町村の事業について、個別に取り上げて記載することは控えています。 また、子供が男女共同参画意識を身に付けることの重要性については本計画の下記部分に記載しています。 I 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり 3 男女共同参画推進のための教育等の充実

番号	項目	ご意見の概要	御意見に対する県の考え方
8	Ⅱ 1	男女間だけでなく、子どもに対する暴力の被害者がひとりで悩むことなく、行政に相談する前に地域のなかで、気軽に相談できる場所が必要。	<p>保護者から子供に対する暴力については身体的虐待に相当するため、速やかに市町村、児童相談所等に通報、ご相談くださいますようお願いいたします。</p> <p>なお、虐待対応ダイヤル「189（通話料無料）」は、「あの子、もしかしたら虐待を受けているのでは…」 「配偶者が子供に手を挙げる」「子供を叩いてしまいそう」等の電話相談を24時間受け付けています。連絡、相談は匿名でも行うことができ、その内容に関する秘密は守られます。ぜひ一人で悩まずご連絡くださいますようお願いいたします。</p> <p>また、ご指摘のとおり、地域の身近な場における相談機能の充実についても大変重要であると考えます。県といたしましては、市町村と連携し、全ての子育て世帯が悩み等を気軽に相談できる環境づくりを目指します。</p>
9	Ⅱ 1 (1)	DV被害者が配偶者との離婚をためらうことも少なくない。就労相談のほかにも「生活保護」が受けられるよう、当面の生活だけでも安心させてあげてほしい。	DV被害者が女性保護施設へ入所している場合には、支援員がハローワークや福祉事務所へ同行するなど、就労相談等に応じるとともに、必要に応じて生活保護担当窓口へつなぐなど支援しています。
10	Ⅱ 1 (1)	DV被害者の周囲の人が異変に気付き相談できる意識づくりを。解決には周りの人の力も必要だと広めてください。	男女間の暴力の根絶には、「DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である」という認識を徹底することが重要です。DVの被害者にも加害者にもならない、という視点から、学校における啓発活動をはじめ、特に、女性については、毎年11月12日～11月25日までの2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」期間と定め、関係団体との連携の下、社会全体で「女性に対する暴力」を許さない気運醸成のため、広報・啓発活動などの取組を集中的に実施しています。
11	Ⅱ 1 (1)	スマホを加害者に取られるなどで情報が入らないかもしれないので、テレビ、チラシ、ポスターなどでも相談窓口を知らせてください。	スマホを使えない方などにも配慮した、ラジオ、ポスター、リーフレット等の各種啓発活動に努めています。

番号	項目	ご意見の概要	御意見に対する県の考え方
12	Ⅱ	<p>憲法21条において表現の自由が保障され検閲が禁止されている。仮に“有害情報”であったとしても、法令で禁止されていない表現を行政が浄化・公衆に表示されないようにすることは検閲に当たりかねず、該当する文言を削除するべきである。和歌山県男女共同参画推進条例第19条（公衆に表示する情報に関する留意）でも県民にはあくまでも努力義務しか課せられていない。</p>	<p>当該記載には表現の自由を規制する意図はありませんが、誤解を招かないよう、以下のとおり修正します。</p> <p>Ⅱ 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり</p> <p>1 男女間のあらゆる暴力の根絶</p> <p>（前半省略）</p> <p>情報通信技術の進展に伴い、マスメディアから個人レベルでのSNSなどインターネットで簡単に情報の受発信が行える時代になり、暴力を助長・連想させるような表現や過度の性的な表現に触れる機会が増加しています。男女共同参画や人権尊重の視点に立った表現の重要性を周知啓発するとともに、情報を主体的に読み解き、活用する能力の向上を図ります。</p>
13	Ⅱ	<p>「過度の性的表現」「男女の人権を損なうような表現」「暴力を助長・連想させるような表現」の定義が曖昧であり、合法的な市民の表現活動が萎縮してしまう可能性が否定できないため、該当例示を削除、又は「違法な表現」などへの修正を強く求めます。</p> <p>また、「有害環境の浄化や教育・啓発」の定義が不明確であり、範囲が恣意的に拡大されるおそれが考えられます。例えば、小説やドラマ、アニメやVR（バーチャル・リアリティ）を始めとしたゲームなどの創作物において、暴力的な描写がされていた場合、そういった創作物の表現自体が男女共同参画の妨げとされ、排除・規制されると読み取られかねません。該当表現の削除、又は「メディアリテラシー教育」等への差し替えを求めます。</p>	<p>Ⅱ 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり</p> <p>1 男女間のあらゆる暴力の根絶</p> <p>（4） 各種メディアにおける男女の人権の尊重</p> <p>（前半省略）</p> <p>各種メディアにおいて、男女間の暴力行為を助長したり連想させる表現や、過度の性的な表現が多く存在する中、表現の自由を十分尊重しつつ、男女共同参画の視点に立った表現や人権を尊重した表現の重要性を周知啓発します。</p> <p>また、青少年をこのような表現から守るため、和歌山県青少年健全育成条例等を適正に運用し、有害環境の調査、浄化のための取組を強化するとともに、インターネットを活用した情報の受発信が適切に行えるよう情報モラル教育を推進し、主体的にインターネットの情報を読み解いていく能力（ネット・リテラシー）の向上を図り、有害情報などを背景にした犯罪を予防・排除するための取組を一層進めます。</p> <p>さらに、インターネット上における違法な性・暴力表現の流通等の取締りを強化します。</p>
14	Ⅱ	<p>何人にも表現の自由が保障されている状態においては、男女間の暴力行為を助長したり連想させる表現など不快な表現に接することも当然に受忍すべきものである。原則は「嫌なら見ない」で済む話である。当該部分は削除するべきである。</p>	<p>Ⅱ 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり</p> <p>1 男女間のあらゆる暴力の根絶</p> <p>（4） 各種メディアにおける男女の人権の尊重</p> <p>（前半省略）</p> <p>各種メディアにおいて、男女間の暴力行為を助長したり連想させる表現や、過度の性的な表現が多く存在する中、表現の自由を十分尊重しつつ、男女共同参画の視点に立った表現や人権を尊重した表現の重要性を周知啓発します。</p> <p>また、青少年をこのような表現から守るため、和歌山県青少年健全育成条例等を適正に運用し、有害環境の調査、浄化のための取組を強化するとともに、インターネットを活用した情報の受発信が適切に行えるよう情報モラル教育を推進し、主体的にインターネットの情報を読み解いていく能力（ネット・リテラシー）の向上を図り、有害情報などを背景にした犯罪を予防・排除するための取組を一層進めます。</p> <p>さらに、インターネット上における違法な性・暴力表現の流通等の取締りを強化します。</p>
15	Ⅱ	<p>「メディア」という表現は広く捉えれば個人のSNSやVR上での発信を含む広い範囲を指し示す言葉であるため、行政が民間人の表現活動に干渉するべきではありません。また、映画やゲーム、VRなど各種エンターテインメント表現において「実際に存在すれば道徳・倫理的に問題のある表現」であったとしても合法的エンターテインメント表現である以上、行政が表現制限に繋がるような活動を行うべきではありません。内閣府の「第5次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」において、「メディアにおける不適切な性・暴力表現」が「違法な性・暴力表現」に修正されている事実も鑑み、該当項目の修正、または削除を強く求めます。</p>	<p>Ⅱ 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり</p> <p>1 男女間のあらゆる暴力の根絶</p> <p>（4） 各種メディアにおける男女の人権の尊重</p> <p>（前半省略）</p> <p>各種メディアにおいて、男女間の暴力行為を助長したり連想させる表現や、過度の性的な表現が多く存在する中、表現の自由を十分尊重しつつ、男女共同参画の視点に立った表現や人権を尊重した表現の重要性を周知啓発します。</p> <p>また、青少年をこのような表現から守るため、和歌山県青少年健全育成条例等を適正に運用し、有害環境の調査、浄化のための取組を強化するとともに、インターネットを活用した情報の受発信が適切に行えるよう情報モラル教育を推進し、主体的にインターネットの情報を読み解いていく能力（ネット・リテラシー）の向上を図り、有害情報などを背景にした犯罪を予防・排除するための取組を一層進めます。</p> <p>さらに、インターネット上における違法な性・暴力表現の流通等の取締りを強化します。</p>

番号	項目	ご意見の概要	御意見に対する県の考え方
16	Ⅱ 1 (4)	<p>青少年や性・暴力表現を望まない県民に対する配慮については、「表示しない選択をする自由」でなくてはならず、「表現をさせない自由」ではないことを明示すべきであると考えます。表示しない自由についても、表現の自由の問題と関連して、人権と人権との衝突の問題であることを明確にすべきです。</p> <p>メディア・リテラシーについても触れられていますが、創作物において男女間で暴力的な表現が描写されていたとしても、それは創作物内のことであり、現実社会においてそれを実行するべきかどうかは別だと判断できることもメディア・リテラシーといえます。</p> <p>個人レベルでの情報発信への対応を含む「きめの細かい対応」や、「予防・排除するための啓発活動」、「有害環境の調査、浄化」の文言については、行政が一方向的に市民の表現を萎縮させる危険をはらんでおり、検閲にもつながりかねないため、文言の修正または削除を求めます。</p>	
17	Ⅱ 1 (4)	<p>各種メディアにおいて、差別的表現や人権侵害表現が行われていたとしても、特定の人物や団体に対する直接的なものでない限り、それは憲法でも保障されている表現の自由である。</p>	
18	Ⅱ 1 (4)	<p>県民意識調査の設問に恣意性があり、本基本計画に掲載することは適当ではない。さらに、前段と後段で直接的な関連がないにも関わらず、あたかも関連があるかのように記載されており不適当である。また、実在する個人に対する直接的な表現であれば人権侵害の可能性はあるものの、そうでない後段に列挙された表現は人権侵害に当たることはない。よって後段も本計画に記載すべきでは無い。</p>	
19	Ⅱ 1 (4)	<p>和歌山県青少年健全育成条例は保護の対象を青少年においており、運用に際し、対象を性・暴力表現を望まない県民まで含めることは同条例の趣旨に反し、行政の裁量を逸脱する。「等」と記載して含みを持たせているが、県民にあらぬ誤解を与えないよう文章を修正するべきである。</p>	

番号	項目	ご意見の概要	御意見に対する県の考え方
20	Ⅱ 1 (3)	VR表現を含むアニメ・ゲームで描かれた実在しない児童についての創作物が「児童ポルノ」とであると誤解される情報が一部メディア等により報道・発信されています。 児童ポルノ禁止法上、存在しない児童の創作物は児童ポルノの定義に含まれないため、実在の女性や児童などに対する直接的な性被害のないものについては、その対象としないことを明確にするよう求めます。	本項目は、被害者となり得る女性、子供等を守ることをその趣旨としているため、記載内容については原案のとおりとさせていただきます。
21	Ⅱ 1 (3)	露出行為や痴漢行為はれっきとした性犯罪でありながら、軽視されているように見える。ちかんは性犯罪と認識することからはじめ、なくすための手立てを示していただきたい。	警察では、御指摘の「露出行為」や「痴漢行為」を含めた性犯罪等に対して、関係法令を駆使して厳正な取り締まりを実施しているほか、パトロール活動や広報・啓発活動を通じて性犯罪等の防止に向けた取組を推進していますので、引き続き、検挙と防犯の両面から対策を講じていきます。 なお、痴漢を含めた性犯罪への対策については本計画の下記部分の具体的施策に記載します。 Ⅱ 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり 1 男女間のあらゆる暴力の根絶 (3) 性犯罪等への対策の推進
22	Ⅱ 1 (3)	性犯罪の加害者は再犯の確率が高い。刑期を終えればよしとせず、カウンセリングや必要であれば治療につなげるようするべきである。	警察では、性犯罪の中でも、再犯を引き起こす危険性が高い子供対象性犯罪・暴力的性犯罪に関しては、刑期を終え出所した者に対する継続的な所在確認や面談を行うなど、再犯防止に向けた措置を講じています。 なお、性犯罪の加害者のカウンセリング等に関しては、法務省所管の刑事施設等において行われています。
23	Ⅱ 1 (3)	性犯罪・ストーカー行為・売買春・人身取引等への対策の推進について、年齢・性別関係無しに取り組む必要があります。	各種施策は、年齢・性別に関係なく取り組んでいますが、被害者の大部分が女性や20歳未満となっているため、特に女性・子供に対する取組を中心に記載しています。
24	Ⅱ 2	人権を否定するような身体的暴力や暴言など、精神的な暴力は現在でも起こっている。ずっとトラウマ状態が続いている人もいます。県や市町村でもっと地域に推進して相談する場所を増やして欲しい。	県内の関係団体で構成する「DV被害者支援ネットワーク会議」において、適切な被害者支援に向けて研修会や情報交換する場を設けております。当該会議は行政だけでなく、DV被害者支援に取り組むNPOなどの団体で構成されており、地域で活躍する相談員の資質向上に今後も努めます。 また、内閣府が実施する相談サービス「DV相談ナビ」（電話番号：#8008（はれれば））をはじめ、県の各種相談窓口（子ども・女性・障害者センター等）、市町村の相談窓口で相談を受け付けておりますので、悩まれている方はご利用ください。

番号	項目	ご意見の概要	御意見に対する県の考え方
25	Ⅱ 2 (1)	情報が児童生徒に有害であることが、すなわち男女共同参画の推進の妨げとなるわけではありません。青少年健全育成の議論と男女共同参画の議論は分けて行われるべきです。この文言では、児童生徒に有害な情報であることが男女共同参画の妨げになると読み取られかねないため、文言の修正を求めます。	<p>当該部分について、いただいたご意見を参考に以下のとおり修正します。</p> <p>Ⅱ 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり 2 男女が互いの性を尊重する意識づくり・健康づくり (1) 適切な性教育の推進</p> <p>インターネット等の普及により、性情報の氾濫が問題となっている現状を踏まえ、情報を適切に取捨選択し、自己の成長発達に役立てる能力を身に付けられるよう指導するとともに、心のつながりや命の大切さを重視し、児童生徒の発達の段階を踏まえた、学習指導要領に基づく性に関する指導を実施します。また、関係機関等と連携し、望まない妊娠や性感染症（HIV感染等）等に対する正しい知識の普及に努めます。 (後半省略)</p>
26	Ⅱ 2 (4)	性感染症について理解と予防の記載を。	<p>性感染症への理解と予防については、本計画の下記に記載しています。</p> <p>Ⅱ 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり 2 男女が互いの性を尊重する意識づくり・健康づくり (1) 適切な性教育の推進</p>
27	Ⅱ 2 (4)	HIV/エイズ等の性感染症対策の1つとしてそれらを予防するためのワクチンがあります。これは医療従事者の方々もこれらのワクチン接種を推奨しており、推進をご検討すべきではないかと考えております。	<p>性感染症の中でも尖圭コンジローマ及び子宮頸がんについては、ワクチンによっても予防が有効であることから、ワクチンの効果等について情報提供を行っています。</p> <p>しかし、性感染症予防において、まずは性に関する正しい知識・行動を身に付けることが非常に重要であり、この計画においては、特に若年層を対象として、発達の段階に応じた教育の推進について記載しているところです。</p>
28	Ⅱ 2 (6)	<p>子供たちが幼少期から男女共同参画の視点を持って育ち、平等意識を持つことの重要性を加筆していただきたい。</p> <p>女性の社会における活躍促進、男性の家事・子育て参画、固定的性別役割分担意識の解消等が求められる現状は意識調査結果が表す通りであり、未来を担う子供には、男女共同参画の視点がもてるよう幼少期から切れ目のない教育が必要だと思料する。</p> <p>また、家庭、教育現場、地域、社会のいずれにおいても、男女共同参画の視点がしっかりいき渡るよう、啓発を引き続き行っていくことも必要と考える。</p>	<p>幼少期からの男女共同参画の視点の重要性等について本計画の下記部分に記載しています。</p> <p>いただいたご意見を参考に、家庭、教育現場、地域、社会の全てで男女共同参画の視点が行き渡るよう、啓発を実施していきます。</p> <p>I 男女共同参画参画社会の実現に向けた意識づくり 3 男女共同参画推進のための教育等の充実 (1) 学校教育での取組の充実 (2) 男女共同参画の視点に立った家庭教育支援の推進 (3) 生涯学習等の推進</p>

番号	項目		ご意見の概要	御意見に対する県の考え方
29	Ⅱ	3	<p>どういった困難な状況にあっても、どれだけ県が支援策を呈しても、そこへ届かなければ意味がない。相談を待つだけ、支援の申し出を待つだけでなく、困っている人に積極的に届ける施策を求める。そのための努力を求める。</p>	<p>福祉事務所では、ご本人やご家族等から生活に関するお困り事の相談をお受けし、相談支援は窓口相談だけでなく、出張相談や家庭訪問等、積極的に地域に出向いた取組（アウトリーチ）を行っています。</p> <p>また、複合的な課題を抱え地域や社会から孤立する世帯を早期に把握し、世帯全体の課題を把握した上で解決にむけた支援を行えるよう、分野を超えた支援機関が連携する包括的な支援体制を全ての市町村で構築する取組を進めているところです。</p>
30	Ⅱ	3	<p>「無戸籍の問題」を取り上げていただきたい。</p> <p>離婚後、あるいは婚姻関係が破綻している状況における出産により子供が「無戸籍」になる場合がある。そのような子供は無戸籍によって困難な状況に置かれていると思料する。その支援についても言及していただきたい。</p>	<p>法務省によると無戸籍となる原因として、前夫との婚姻中または離婚後300日以内に子どもを出産した場合に、民法772条の規定によりその子どもが戸籍上、前夫の子どもと推定されることを避けるためや、子どもの存在を知られたくないなどの理由で出生届の提出をためらわれてしまう方が多くいることがわかっています。</p> <p>このたび国において、妊娠・出産時の婚姻状況に基づきこの父親を決める「嫡出推定」制度の見直しや再婚禁止期間の撤廃を含む民法改正の要綱案がまとめられましたので、引き続き、国の動向を注視しつつ、本計画への記載は見送りたいと思います。</p> <p>また、戸籍については、全国の法務局・地方法務局及びその支局が相談窓口を設置しています。</p>
31	Ⅱ	3	<p>世帯主制度について記載していただきたい。</p> <p>新型コロナウイルス対策の一環として、国民一人ひとりへの10万円給付が世帯主に一括して支給された。日本では婚姻している男性のほとんどが世帯主であるという中で、例えばDV被害で避難している人や何らかの理由で世帯主と別居中の女性や住所の秘匿を希望する女性は、申請せずに国からの給付金を受け取ることができない。世帯主制度により、困難な状況にある女性がさらに困難な状況に陥ることを鑑みると、この制度は女性を独立した個人として認めていないと感じるのはいささか乱暴であろうか。個人の尊厳を守るのが男女平等だと考える。（これは国の制度であり県として言及するのは困難かもしれないが、せめて問題意識は持っているとの意志表示はできないものか）</p>	<p>制度上、女性の世帯主が否定されているものではないため、世帯主制度に関する記載は見送りたいと思います。</p> <p>しかしながら、世帯主の多くが男性であるということをもみても、「世帯主は男性」という無意識の思い込みが存在すると思われますので、そのような固定的性別役割分担意識の払しょくに向けた意識啓発に引き続き取り組んでいきます。</p>
32	Ⅱ	3	<p>内閣府では「実態把握につとめる」と明記があります。マイノリティの立場で複合差別を受けている女性に必要な施策を実施するためには実態把握が必要との明記を。</p>	<p>すべての人の人権が尊重される社会の実現のためには、人権侵害を受けた人への相談や支援が重要と考えています。複合的に厳しい環境に置かれているマイノリティ女性をはじめとする、女性の人権に関する相談支援により、状況把握に取り組みます。</p>

番号	項目	ご意見の概要	御意見に対する県の考え方
33	Ⅱ 3 (1)	<p>養育費について、未来を担う子どもを社会全体で守り、健やかに育ていくためにも離婚に伴う養育費の「こどもの養育支援」の取り組みについて国で法制化を検討していると聞いているが、県でも検討し、当基本計画において言及していただきたい。</p>	<p>県において、令和4年度から養育費確保支援事業を実施する予定です。また、本計画では下記部分の具体的施策に記載します。</p> <p>Ⅱ 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり 3 困難な状況に置かれている人への支援 (1) ひとり親家庭に対する支援の充実</p>
34	Ⅱ 3 (4)	<p>理工系を選択する女性の比率が低い理由について、周囲の女子の進学動向、保護者の意向等だけでなく「社会の意識」も影響していることを加筆していただきたい。</p> <p>なぜなら、理工系分野への女性の参画が少ない現状には、理工系分野へ進出した女性の活躍の場が少ないことや、社会の意識の変革が求められると考える。</p> <p>家族や社会の旧態然とした意識が女性の活躍を阻む、つまり十分な研究時間が確保できないために研究を断念せざるを得ない女性が多いことや、少ないポストに女性が就けない傾向がある。また、理工系分野へ進学した女子に対しての社会の評価が低いことも起因しているとする。</p>	<p>理工系分野の女性の比率が低い理由として、理工系分野への進路を選択する女性が少ないことが主な要因であると考えています。その理由として、男性中心型労働慣行や育児と研究の両立の困難、女性ロールモデルの不在、無意識の思い込みが複雑に絡みあっていることはご意見のとおりですが、それにつきましては、「Ⅲ 2 働く場と家庭における男女共同参画」の項に委ね（4）理工系分野への女性の参画促進では女子児童・生徒の理工系分野への進路選択に重点を絞って記載しておりますので、原案のとおりとさせていただきます。</p>
35	Ⅱ 3 (5)	<p>性的指向や性自認による不利益や不都合な取り扱いをなくすよう、市町村にも働きかけてもらいたい。</p>	<p>性的指向や性自認による県の行政サービス・制度における不利益や不都合な取り扱いの解消については、本計画の下記部分に記載しており、各市町村は国や県の男女共同参画基本計画を勘案し、施策実施することとなっています。</p> <p>Ⅱ 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり 3 困難な状況に置かれている人への支援 (5) 性的指向や性自認を理由として困難な状況に置かれている人々への支援</p>
36	Ⅱ 3 (5)	<p>和歌山県では同性カップルの県営住宅の入居を認めているが、更に進めて「同性パートナーシップ」制度化の検討を記載していただきたい。</p>	<p>パートナーシップ制度は、同性同士がお互いを人生のパートナーとすることを宣誓し、それを公的に証明するものですが、法的効果を伴いません。</p> <p>県では、県の制度における同性カップルの不利益や不都合を実質的に解消するため、法律等により制限があるものを除き、原則、法律婚・事実婚・同性婚を同様に扱うこととしています。</p>

番号	項目	ご意見の概要	御意見に対する県の考え方
37	Ⅲ	男女共同参画を進めるためには、女性が参画できるための社会的条件が欠かせない。(特に、育児・介護の分野での社会的条件が不十分)	本計画の下記部分に記載しており、子育て支援・介護支援を充実し、社会に参画したい女性を阻害することのない社会づくりを進めます。 Ⅲ 男女がともに活躍する社会づくり 2 働く場と家庭における男女共同参画の推進 (4) 子育て支援策の充実 (5) 介護支援策の充実
38	Ⅲ	男女の賃金格差が女性の自立の妨げになっていることを考えれば、「賃金格差をなくす」をことばにして目標に入れてもらいたい。	男女の賃金格差を解消するため、雇用分野での男女の均等な機会と待遇の確保の徹底を図ります。賃金格差等の是正については本計画の下記部分に記載しており、原案のとおりとさせていただきます。 Ⅲ 男女がともに活躍する社会づくり 2 働く場と家庭における男女共同参画の推進
39	Ⅲ	防災・災害復興における男女共同参画の推進は、確実に進めていただきたい。	地域防災リーダー養成講座「紀の国防災人づくり塾」は、男女の視点を取り入れた内容で実施しています。 また、避難所運営マニュアル作成モデルを令和2年5月に改定し、女性・子供等への配慮についてさらに充実させています。引き続き、防災・災害復興における男女共同参画の推進に取り組みます。
40	Ⅲ 2	男性の育児休業取得について、「肯定的な意見」が73.0%。しかし取得率が15.3%。肯定はしているが取得者が少ない、この乖離がなぜあるのかを分析し、それをもとに男性が育休を取りやすい環境整備に向けた具体策(研修内容、代替人材の確保等)を明確に示していただきたい。	県では、男性が育児休業を取りやすい職場環境づくりを支援するため、ホームページでの取組事例等の紹介やリーフレットによる普及啓発、企業への職場環境改善アドバイザーの派遣等に取り組んでいます。 また、具体的施策については、関係課室名とともに計画に記載します。
41	Ⅲ 2	「テレワークの活用を促進します。」という部分を、「テレワークの活用を促進するとともに、誰一人として取り残さないように、女性のインターネット活用の技術向上を支援します。」と加筆していただきたい。 コロナ禍によりオンラインでの研修会や講演会等学習機会が増加しているが、そんな中、環境は整っていてもインターネット活用の技術や知識がないために情報取得が遅れる女性や、環境を整える方策をもたない女性もいるため、支援が必要だと考える。	県では、テレワークを促進するため、テレワーカーとして仕事をしていく上で必要となる基礎的なスキルの修得等を目的としてフェアや研修会を実施するとともに、求職者が就職に必要な知識や技能を習得するためインターネットの操作技術を学ぶことができる職業訓練を実施しています。 なお、これらの具体的施策については本計画の下記部分に記載します。 Ⅲ 男女がともに活躍する社会づくり 2 働く場と家庭における男女共同参画の推進 (2) 就業に向けた支援

番号	項目	ご意見の概要	御意見に対する県の考え方
42	Ⅲ 2 (1)	雇用の分野においても非正規雇用が女性に多く、特にマイノリティで複合的な差別をうけている女性が貧困に陥りやすい。相談や学習ではなく支援を考えて欲しい。	職場において、同一労働同一賃金など就業形態に応じた適正な労働条件が確保されるよう、セミナー開催等による関係法規の周知や、紛争解決に向けた労働相談の充実、職場改善アドバイザーの派遣を行うとともに、就職に必要な知識や技能を習得するための職業訓練を実施することにより支援していきます。
43	Ⅲ 2 (1)	妊娠・出産における相互の理解、協力に対する意識啓発を具体的に。	労働セミナーの開催や県政お話し講座により妊娠・出産における相互理解・協力について周知を図ります。 また、具体的施策については、関係課室名とともに計画に記載します。
44	Ⅲ 2 (1)	コロナ禍において在宅勤務や時短など就業形態の多様化が顕著になってきた。記載にある「多様な就業ニーズに応えることで女性の能力発揮を促進するという側面がある」も事実としてあるだろうが、やむなく非正規・低賃金で働かざるを得ない女性非正規労働者が絶対多数を占めており、今回その脆弱性による困窮が明らかになってきた。そのことにも触れていただきたい。例えば、休職や雇い止めの実態把握。そこから見えてくる、特に女性非正規労働者の困窮の状態の調査。また、コロナ以降、テレワークが増えてきているが、このテレワークでは非正規職員はどうなっているのだろうか。コロナ後もこういった就業形態が残っていくと思うが、非正規労働者への対応はどうなるのかも含めた調査をお願いする。とともにその調査結果から見えてくる対策、できれば正規労働者との同一労働同一賃金の実現などを記載していただきたい。	非正規労働者の困窮については本計画の下記部分に記載します。 また、国の調査では、正規労働者に比べて非正規労働者のテレワーク実施率が低いという結果が出ておりますので、正規社員、非正規社員に関わらずテレワークが促進できるよう取り組んでいきます。 なお、非正規雇用労働者の待遇改善等については、国において取組みを進めています。 Ⅱ 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり 3 困難な状況に置かれている人への支援
45	Ⅲ 2 (1)	「固定的性別役割分担意識が残る社会の中で、女性が非正規労働に就かざるを得ない就業環境や、税制・社会保障制度の問題もあります。」とあるが、「固定的性別役割意識が残る社会の中で、女性が非正規労働に就かざるを得ない就業環境」は女性が家事育児を担っているという現実を指しているという記述であり納得できる。が、「や」と続けて「税制・社会保障制度の問題もあります」との記述がある。それは「(女性が非正規労働に就かざるを得ない一因として) 税制・社会保障制度の問題もあります」と読み取れるが、その税制・社会保障制度は第3号被保険者制度のことを指しているのか。ならば言外に、県としてこの制度の改正をすべきだとの含みを持たせているのであろうか。	現行の税制や社会保障制度が、女性が非正規労働を選択する要因の一つであることは認識しています。これについては、国が検討していくものと考えています。
46	Ⅲ 2 (1)	テレワークについて「住居の確保と向上」を先にやらなければいけない。	ご意見として承ります。

番号	項目	ご意見の概要	御意見に対する県の考え方
47	Ⅲ 2 (2)	この項目支援について具体的な支援施策があり、大いに共感したが、加えて県民意識調査結果にあるように再就職に必要な「子供や介護を必要とする人を預かってくれる施設の充実」と共に「介護と子育てのWケアをしている女性への支援」についてどうするか具体的に記載していただきたい。	介護と子育てのWケアが行われており、支援が必要なケースの場合には、生活困窮者自立支援会議など、地域の分野を超えた支援機関が連携する包括的な支援体制の場を活用して情報共有し、本人や家族へのアプローチ等包括的な支援につなげることであります。 また、子育て及び介護に関する具体的施策については、本計画の下記部分に記載します。 Ⅲ 男女が共に活躍する社会づくり 2 働く場と家庭における男女共同参画の推進 (4) 子育て支援策の充実 (5) 介護支援策の充実
48	Ⅲ 2 (6)	共働きが増加しているにも関わらず、働く女性の家事や育児、介護などの過重負担が問題となっていることは当然解決すべき問題であり、「子育て、介護をはじめ家庭生活の役割は男女双方が担うべきである」ということを、広く県民、事業者に対して広報・啓発するとともに、学習機会を提供だけでなく、根本的な負担を軽減するための福祉、支援を展開する議論を行う必要があるのではないかと考えています。	ご意見のとおり、家事や子育ての負担が女性に偏っている状況であり、「子育て、介護をはじめ家庭生活の役割は男女双方が担うべきである」という認識が社会に浸透することは重要なことですので、広く周知啓発を継続していきます。 また、子育て及び介護に関する具体的施策については、本計画の下記部分に記載します。 Ⅲ 男女が共に活躍する社会づくり 2 働く場と家庭における男女共同参画の推進 (4) 子育て支援策の充実 (5) 介護支援策の充実
49	Ⅲ 2 (5)	一日でも早く介護休業制度の整備・充実を進めてもらいたい。	企業において介護休業を取得しやすい環境を整備させるよう、労働セミナーの開催や県政お話し講座により制度等について周知啓発していきます。
50	計画の推進 2 (1)	是非県下すべての市町村において男女共同参画条例が制定されるよう、支援してほしい。	引き続き、県内市町村への条例制定への働きかけを続けるとともに、条例策定のためのアドバイザー派遣等に係る経費負担により市町村への支援を行います。
51		女子の制服はスカートだけでなくパンツスタイルのものも可能にできるように取り組むべき。	学校の制服は、機能性や費用負担等の観点を踏まえ、各学校で検討されています。 また、県教育委員会では、各学校に対し、制服の見直しを進める際には、性の多様性を尊重する観点を大切にすよう働きかけており、近年、制服の選択制や性別にとらわれない男女共用の制服を導入する学校も増えてきています。
52		女子の制服はフロントホックのものが多いので横の脇下のチャック等に変更してはどうか。	なお、制服の見直しにあたっては、生徒や保護者等からの意見聴取や、コミュニティ・スクールの学校運営協議会等において協議を行うことも大切であると考えています。

番号	項目	ご意見の概要	御意見に対する県の考え方
53		「男女の経済格差の是正」のため、「雇用の分野における男女共同参画」は喫緊の課題であり、より具体的な施策を基本計画に謳い実効性を担保していただきたい。	男女の均等な機会と待遇の確保のため、セミナーの開催や企業等への職場環境改善アドバイザーの派遣など企業等での取組促進に取り組みます。また、具体的な施策については、関係課室名とともに計画に記載します。
54		第4次計画では、「担当部署」、「期限」、「目標数値」の記載がある。今回の第5次においても、計画が実現されたかどうか、県民に見える形で検証できるように、担当部局、達成までの期限、目標数値、今後の課題などを明確に示していただきたい。	具体的な施策、数値目標については、関係課室名とともに計画に記載します。
55		「講じます」「啓発します」「推進します」「一層進めます」が多いので、もっと具体的な計画はないのでしょうか。	
56		男女共同参画の理念や啓蒙、心がけだけでなく、その理念実現のために必要な保育や介護等の施策について具体的に言及してほしい。	
57		世界的には夫婦別姓が進んでいます。夫婦別姓を望む人が差別的な不利益を被らず、生きられる世界常識が進んでいることから、和歌山県は選択的夫婦別姓を取り入れてください。	選択的夫婦別姓制度については、民法改正が必要であり、家族や親子関係をはじめ各年齢層において多様な意見があるため、さまざまな角度から国民的議論が必要と考えています。県といたしましては、国における議論の動向を注視していきたいと考えています。
58		選択的男女別姓制度の創設を国に求めてもらいたい。	
59		コロナ禍において女性の失業やDVが全国的に増えているが、和歌山県はどうか。	国の労働力調査において、和歌山県の男女別の失業者数は公表されていませんが、新型コロナの影響を受け、失業者が増加していますので、引き続き、再就職を支援していきます。また、コロナ前の平成30年以降、和歌山県のDVの件数は増えていません。
60		子育て支援策として、女性が正規で安心して働き続けることが必要。	子育てしながら働き続けることを希望する女性が安心して働くことができるよう、仕事と家庭を両立できるためワークライフバランスの実現に向けた環境整備が図られるよう周知啓発に取り組んでいきます。

番号	項目	ご意見の概要	御意見に対する県の考え方
61		計画案の周知やパブリックコメントの実施の広報を積極的にしてもらいたい。県民の友への掲載はどうか。	県では、ホームページやSNSでパブリックコメント実施の周知に取り組んでいます。 なお、県民の友は、県民に広く周知できる媒体ではありますが、発行2か月前に編集作業を行っています。そのため、内容や実施時期が事前に確定していない計画案やパブリックコメント実施については、県民の友で掲載することは困難です。
62		県民意識調査の年代別統計を見たい	過去に実施した県民意識調査の結果は、県ホームページに掲載しています。また、調査結果の主だった項目については年代別に集計していますので、ご覧ください。
63		各機関の女性比率を上げていくことについて、クォーター制度の導入について検討・研究してはどうか。	女性比率については、まず、「そこに参画したいのにできない」という阻害要因を排除していくことが必要ですので、誰もが、自分の人生を自由に選択できる環境の整備を推進します。 クォーター制度については、国や他府県の動向も注視して検討・研究していきます。
64		コロナ禍で保育、介護などケアワークやエッセンシャルワークに働く女性が低賃金であることがはっきりとした。そこに課題があるので計画で触れていただきたい。	職業にかかわらず男女の賃金格差が生じないよう取り組んでいきます。 なお、エッセンシャルワーカーの給与引き上げについては、国において取り組んでいます。
65		少子高齢化と男女平等に何の関係があるのか？	少子高齢化に伴い、生産年齢人口が減少しています。女性の活躍を推し進めることは、女性の経済的自立や自己実現に資するだけでなく、将来にわたり活力ある経済・社会の活性化、多様な視点による生産性の向上、発展につながります。また、人生100年時代の到来とも言われる中、その時々々のライフステージにおいて全ての人がそれぞれの希望に応じた様々な働き方、学び方、生き方を選べるようという観点から計画に記載しています。

番号	項目	ご意見の概要	御意見に対する県の考え方
66		貧困問題や健康問題と男女平等に何の関係があるのか？	雇用形態やひとり親家庭などを理由に、女性は男性に比べて貧困に陥りやすい傾向があります。また、女性は妊娠・出産の生理的機能を有しており、一生を通じて男性とは異なる健康上の課題に直面します。これらの観点から、計画に記載しています。
67		薬物・喫煙・飲酒の問題は男女共同参画とは別の話ではないか？	誰もが互いの人権を尊重し、生涯を通じて心身ともに健康で安心した暮らしができることは、男女共同参画社会の実現にあたっての前提となるものであり、「Ⅱ誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり」では、その具体的な内容として喫煙や飲酒について記載しているところです。 また、薬物を使用した性犯罪や性暴力も存在するため、薬物の乱用を防止することは女性の尊厳や誇りを守ることにつながると考えています。
68		青少年への男女共同参画に沿った教育は必要であろうが、この問題は全年齢の男女に対して必要な措置を講じていく必要がある	男女共同参画については年齢問わず、皆様にご理解いただけるように引き続き周知・啓発していきます。 特に、若い世代が男女共同参画の意識を身に着けることは、一人一人の可能性を広げ、充実した人生に資するため、項目を設けています。
69		計画のポイントについて、4次計画から削除された項目があるが、重要項目であると思料する。	当該項目は、重要項目として設定しているものではなく、本計画において書きぶりを充実させたものや、数値目標をさらに高く設定したものとなっています。
70		第4次では最後のいわば参考資料のような扱いだと記憶しているが、第5次では第2章に記載されている。令和2年県民意識調査の結果を伝え共通認識を得るといふ点では理解できるが、これはあくまで参考資料であることから、第4次計画と同じく最後につけるのが適切ではないかと思料する。	「本県の男女共同参画の状況」については、第2章とすることで、現状と課題を把握したうえで第3章以降の各施策をご覧になっていただけたらと思う。配置を変更したものであり、原案のとおりとさせていただきます。

※ 御意見等は取りまとめの都合上、要約しておりますので御了承ください。